

## 令和2年度 鹿島港コンテナ貨物集荷促進事業 助成要項

### (目的)

第1条 この要項は、鹿島港の定期コンテナ航路（以下「定期航路」という。）を利用し輸出入を行う荷主及び航路開設する運航船社に対し、鹿島港振興協会において、予算の範囲内でコンテナ貨物の輸出入に要する経費の一部を助成し、鹿島港のコンテナ貨物の利用促進を図り、海上コンテナ輸送の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「荷主」とは、国際海上物品運送法（昭和32年6月13日法律第172号）第7条に規定する船荷証券（以下「船荷証券」という。）に記載された荷送人及び荷受人であって、国内に事業所を有する者をいう。

ただし、商社等の契約により船荷証券の記載がない場合であっても、実質上の荷送人及び荷受人と確認できれば荷主とする。

(2) 「運航船社」とは、海上運送法（昭和24年6月1日法律第187号）に規定する貨物定期航路事業を行う者をいう。

(3) 「ルート」とは、荷主が輸出又は輸入をするにあたり、鹿島港と結ぶ仕出向港ごとの海上輸送ルートをいう。

(4) 「国際フィーダー航路」とは、国際コンテナ戦略港湾（京浜港）と鹿島港を結び外貿コンテナの二次輸送を担う内航航路をいう。

### (助成の対象及び助成対象者)

第3条 助成対象コンテナ貨物及び助成対象者は、次に掲げるものとする。

(1) 前年度に鹿島港において輸出入コンテナ貨物の利用実績のない荷主が輸出入するコンテナ貨物を対象に荷主に助成（以下「新規利用」という。）するものとする。

ただし、利用実績のある荷主であっても、新たに相違するルートからの輸出入コンテナ貨物については、新規利用とすることができます。

(2) 前年度に鹿島港において利用実績がある荷主が輸出入するコンテナ貨物のうち、ルートごとに前年同期比から増加したコンテナ貨物を対象に荷主に助成（以下「継続利用」という。）するものとする。

比較する期間は、四半期単位とし、前年利用数量を12で除した数量をもとに前年四半期相当のコンテナ数量を算出するものとする。

(3) 定期コンテナ航路を開設、増便又は延伸したことにより、本条第1号、第2号の各号に該当するコンテナ貨物を取り扱った場合、揚げ積みされたコンテナ貨物を対象に運航船社へ助成（以下「新規航路開設支援」という。）するものとする。

(4) 国際フィーダー航路を利用した場合、本条第1号、第2号の各号に該当するコンテナ貨物を対象に荷主へ加算額を助成（以下「国際フィーダー利用加算」という。）するものとする。

(5) 茨城県外から搬出されるコンテナ貨物については、荷主へ加算額を助成（以下「県外貨物加算」という。）するものとする。

(6) 陸上輸送距離が短縮される新規利用のコンテナ貨物については、荷主へ加算額を助成（以下「最寄港利用加算」という。）するものとする。ただし、県外貨物加算を受ける貨物は最寄港利用加算の対象外とする。

(7) 前年度に鹿島港において利用実績のある荷主が輸出入するコンテナ貨物が、1ルートで年間200本以上となる場合、荷主に助成（以下「大口荷主助成」）するものとする。

(助成対象期間)

第4条 助成の対象となる期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額等は、予算の範囲内で別表に定める額とする。

(助成の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、鹿島港振興協会会長（以下「会長」という。）が別に定める期間内に第3条の各号に該当する場合に限り交付申請できるものとし、助成金交付申請書（様式第1号又は2号）に次に掲げる書類を添付して、会長あて提出しなければならない。

(1) 事業計画内訳書（様式第3号又は4号）

(2) 前年度の船荷証券の写し

(3) その他会長が必要と認める書類

2 会長は、本条第1項による申請があった場合は、遅滞なく審査を行い、助成金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 助成金の交付決定を受けた荷主については、各四半期の実績を当該四半期の翌月10日までに実績報告書（様式第6号又は7号）に次の各書類を添付し、会長あて提出しなければならない。

(1) 実績報告内訳書（様式第8号又は9号）

(2) 船荷証券の写し

(3) その他会長が必要と認める書類

2 助成金の交付決定を受けた運航船社については、事業完了後速やかに実績報告書（様式第7号）に同条第1項第1号及び第3号の各書類を添付し、会長あて提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第8条 会長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、遅滞なく審査を行い、助成事業の成果が助成金交付の条件に適合していると認めたときは、交付すべき額を確定し、助成金確定通知書（様式第10号又は11号）により通知するものとする。

(助成金の支払い)

第9条 助成金は、額の確定を行った後に支払うものとし、請求書（様式第12号又は13号）を受理した日から遅滞なく請求者あて支払うものとする。

(助成金の返還)

第10条 虚偽の請求又は不正の手段により助成金を受領したことが判明した場合は、助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 荷主及び助成対象等の取り扱いについて、次の各号のとおりとする。

(1) 同一法人であっても工場等の所在が相違する場合は、各工場等を荷主とみなし申請ができるものとする。

(2) 所在が同一の工場等であっても、貨物の種類の区分が明確であり、かつ物流の決定担当部署が相違する場合は、各部署単位の申請を認めるものとする。

なお、本申請については、申請者から聞き取り等の事前調査を行う場合がある。

- (3) 法人名称等は相違するが、代表者（役員含む）の一部が重複しており、取扱貨物が同一の場合は、1法人の申請は認め、別の法人の申請については、助成申請後に申請者から聞き取り等を行い決定するものとする。
- (4) 前年度から新たに輸出入を開始し、かつ助成金の交付を受けていない荷主が行う輸出入コンテナ貨物については新規利用とすることができる。
- (5) 新規航路開設の取り扱いについては、同一の運航船社が、航路改編等し便数を増加させた場合は、既に寄港している航路の寄港曜日、寄港地等を考慮し、いずれか一方を新規航路とみなしが会長が対象航路を指定するものとする。
- (6) 対象とするコンテナ貨物の輸出入の基準日は、鹿島港の航路の配船スケジュールに記載された鹿島港における入出港日とする。
- (7) 助成対象期間に国や他団体等の事業により、本事業の助成対象の費用の一部に他機関の助成等があった場合でも、本事業の助成額、助成対象等は影響しないものとする。
- (8) 県外貨物加算・最寄港利用加算の申請については、必要に応じてコンテナの搬出入場所の確認を行うものとする。
- (9) 同一法人に対する助成額は、新規利用と継続利用をあわせて300万円を上限とする。ただし、定期航路の維持・拡充の観点から、出資者間で協議のうえ、上限額を超えての助成を認める場合がある。

別表（第5条関係）

対象条項	助成金の額等					
	コンテナ1本当たりの助成額	国際フィーダー利用加算	県外貨物加算	最寄港利用加算	大口荷主助成	上限
新規利用	10,000円	2,000円	10,000円	5,000円	—	1,500,000円／ルート
継続利用	5,000円	1,000円	5,000円	—	500,000円	1,500,000円／ルート
大口荷主助成 (継続利用対象外)	—	—	—	—	500,000円	500,000円／ルート
新規航路	2,000円	—	—	—	—	1,000,000円／ルート